

滝沢浄水場更新整備等事業

実 施 方 針

平成 25 年 4 月

会津若松市水道部

目 次

はじめに	1
1 本事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業内容に関する事項	1
1.2.1 事業名称	1
1.2.2 公共施設等の管理者の名称	1
1.2.3 事業場所	2
1.2.4 対象施設	2
1.2.5 対象業務範囲	3
1.2.6 事業方式	6
1.2.7 事業期間	6
1.2.8 事業スケジュール	7
1.2.9 遵守すべき関係法令等	7
2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1 事業者の募集及び選定方法	7
2.1.1 事業者の募集及び選定	7
2.1.2 委員会の設置	7
2.2 事業者参加資格に関する事項	8
2.2.1 応募者の構成等	8
2.2.2 応募資格要件	8
2.2.3 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い	10
2.3 事業者選定の日程等	10
2.3.1 募集及び選定の日程	10
2.3.2 説明会及び現場見学会	11
2.3.3 資料の閲覧	12
2.3.4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表	12
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
3.1 事業契約に関する基本的な考え方	12
3.2 特別目的会社（SPC）の設立	12
3.3 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	13
3.4 対象業務における要求水準	13
3.5 本市による事業の実施状況のモニタリング	13
3.5.1 モニタリングの内容	13
3.5.2 モニタリング費用の負担	13
3.6 事業者の収入	13
4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
4.1 新設対象施設の立地条件	14
4.2 新設対象施設の規模及び配置	14
4.3 既存施設の設備及び所在地等	15
4.4 既存施設等の使用に関する事項	18
5 その他必要な事項	18
5.1 本事業に係る情報の提供方法	18
5.2 優先交渉権者を決定しない場合	18
5.3 応募に当たっての費用の負担	18

5.4 提出書類の取扱い	18
5.4.1 著作権	18
5.4.2 提出書類の返却	19
5.5 特許権等	19
5.6 許認可等の取得に関する事項	19
5.7 本事業に関する問合せ先	19
【別紙】リスク分担表	20
【様式1】第1回説明会・現場見学会 参加申込書	24
【様式2】実施方針に関する質問書	25

はじめに

会津若松市の基幹浄水場である滝沢浄水場は、昭和4年4月に給水して以来84年を経過し、昭和7年度の第1次拡張事業から昭和52年度の第7次拡張事業までの整備を経て現在の施設となっており、最も新しい施設で築造から36年が経過しているため施設の維持管理に大きな課題を抱えている現状にある。

老朽化が著しい滝沢浄水場は、日常管理における施設の修繕件数が年々増加の一途をたどっていること、さらに度重なる拡張により増築されてきた浄水場は、施設の構造から効率的な水処理施設の配置になっていないこと、また今般の東日本大震災も踏まえ早急な耐震化が必要であることなど、給水の安定性、安全性を確保するために施設の更新が急務となっている。

会津若松市（以下「本市」という。）は、更新する滝沢浄水場の整備、維持管理事業及び既存施設の維持管理（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に準拠したDBO方式（Design Build Operate）により実施することを予定している。

なお、DBO方式とは、民間事業者（以下「事業者」という。）に設計及び工事から運転管理まで一括して委ねる点はPFI方式と同じであるが、資金調達を事業者ではなく本市が行う方式である。

本実施方針は、本市が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の選定に関する方針を定める。

1. 本事業の概要

1. 1 事業の目的

本事業は、老朽化が著しい滝沢浄水場について、将来予想される原水の悪化に対応するとともにクリプトスポリジウムへの対策を講じ、高濁度発生時における浄水機能を確保することを目的として、現在の滝沢浄水場敷地内に膜ろ過方式による新浄水場を建設するものである。

本事業を進めるにあたっては、将来にわたり安定的かつ効率的な施設整備と維持管理を実現するとともに、さらなるコスト縮減を図ることを目的に、事業者の技術、ノウハウ等を用いた性能発注による設計・施工・維持管理一体の整備等（以下「DBO」という。）を公募型プロポーザル方式で実施するものである。

また、既存の各浄水場の維持管理業務を本業務に含めるものとする。

1. 2 事業内容に関する事項

1. 2. 1 事業名称

滝沢浄水場更新整備等事業

1. 2. 2 公共施設等の管理者の名称

会津若松市水道事業管理者 武藤周一

1. 2. 3 事業場所

(1)更新対象施設

- ①会津若松市一箕町 滝沢浄水場内

(2)既存施設

- ①会津若松市一箕町 滝沢浄水場内
 ②会津若松市東山町 東山浄水場内
 ③会津若松市大戸町 大戸浄水場内
 ④会津若松市河東町 六軒浄水場内
 ⑤会津若松市河東町 強清水浄水施設内

1. 2. 4 対象施設

本事業における対象施設は、新設対象施設、既存流用対象施設、撤去対象施設及び既存施設からなる。それぞれの概要を表 1-1 に示す。詳細については、募集公告時に公表する公募型プロポーザル方式実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び要求水準書において示す。

表 1-1 対象施設の概要

対象施設		摘要
新設対象施設	導水施設	取水施設から浄水施設までの導水管。耐震性を確保すること。
	浄水施設	膜ろ過処理施設とする。なお、膜ろ過処理を行うために必要となる施設の配置も含む。事業者提案による。
	送水施設	浄水場内の配水池から八幡配水池に送水するためのポンプ施設。
	貯水施設	場内で貯水量 11,300 m ³ 以上を貯水できる施設。事業者提案による。
	電気計装設備	受変電設備、浄水及び排水処理に必要な電気設備、自家発電設備、計装設備。
	場内配管	浄水場として必要な配管。耐震性を確保のこと。
	管理棟	監視室、本市職員・事業者事務所等を収容した建屋。事業者提案による。
	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋。事業者提案による。
	環境対策施設	事業者提案とする。
	応急給水設備	災害時の拠点給水箇所を整備。
	付帯施設	進入路及び場内整備等。
撤去対象施設	緩速ろ過施設	施設整備に合わせ撤去。
	急速ろ過施設	同上。
	急速 1 号、2 号配水池	同上。

	加圧ポンプ室	施設整備に合わせ撤去。
	八幡送水ポンプ室	同上。
	既設管理棟	建屋内設備を含む
	場内配管	施設整備に伴い支障となるものは撤去。
既存流用もしくは撤去対象施設	汚泥ケーキ乾燥棟	施設整備に伴い撤去。もしくは事業者提案による。
	普通沈澱池	既設を耐震補修補強し、浄水施設として流用。もしくは撤去。事業者提案による。
	緩速系配水池	同上。
	急速3号配水池	同上。
	排水処理施設	既設を耐震補修補強し、排水処理施設として流用。もしくは撤去。事業者提案による。
	天日乾燥床	既設を耐震補修補強し、天日乾燥床として流用。もしくは撤去。事業者提案による。
既存施設	滝沢浄水場	浄水場新設までは現状施設のまま。
	東山浄水場	現状施設のまま。
	大戸浄水場	同上。
	六軒浄水場	同上。
	強清水浄水施設	同上。

1. 2. 5 対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は、新設対象施設及び既存流用対象施設の設計、新設対象施設及び既存流用対象施設の建設、撤去対象施設の撤去並びに新設対象施設、既存流用対象施設及び既存施設の維持管理からなる。それぞれの概要を表 1-2 に示す。

なお、設計期間及び工事期間における既存施設及び事業者が仮設施設を設置する場合、その施設の維持管理については、事業者が行う。また、本事業における維持管理は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に規定する業務の委託（第三者委託）により事業者が行う。設計期間、工事期間及び維持管理期間については、表 1-3 を参照のこと。

詳細については、募集公告時に公表する実施要綱及び要求水準書において示す。

表 1-2 対象業務範囲

区分	業務	備考
新設対象施設の設計	基本設計	滝沢浄水場内の用地測量及び地質調査は本市において実施済み。当該資料については後日閲覧に供する。（「2.3.3 資料の閲覧」を参照。）

	詳細設計	
	設計に伴う各種申請等の補助	
	国庫補助等申請補助	厚生労働省補助（水道施設整備費補助）等
新設対象施設の建設	土木・建築工事	撤去対象施設の撤去後の敷地の造成を含む。
	機械器具工事	
	電気工事	
	工事現場管理	
	建設に伴う各種許認可の申請	
	周辺環境調査、電波障害等対策業務	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査。電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務。
撤去対象施設の撤去	土木・建築工事	撤去対象施設の図面等については、閲覧資料として後日閲覧に供する。（「2.3.3 資料の閲覧」を参照。）
	周辺環境調査、電波障害等対策業務	撤去工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査。電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務。
既存流用対象施設の設計	基本設計	滝沢浄水場内の用地測量及び地質調査については本市において実施済み。当該調査資料については、閲覧資料として後日閲覧に供する。（「2.3.3 資料の閲覧」を参照。） 既存施設の図面等の閲覧についても同様の取扱とする。
	詳細設計	耐震補強設計を中心とした設計。
	設計に伴う各種申請等の補助	
既存流用対象施設の建設	土木・建築工事	補修補強工事を含む。また撤去した場合の撤去後の敷地の造成を含む。
	建設に伴う各種許認可の申請	

	周辺環境調査、電波障害等対策業務	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査。電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務。
新設対象施設及び 既存流用対象施設の 維持管理	運転管理監視	
	保守点検	
	水質管理	管理に必要な備品、試験機器、試験薬等の調達管理も含む。
	修繕（新設対象施設）	事業者が策定する長期修繕計画に基づき、事業者負担により実施する。大規模な修繕を含む。但し、事業者の責に帰さない事由により、長期修繕計画に予定されていない大規模な修繕が必要となった場合は、本市と事業者が協議の上、費用の割合等を決定する。
	修繕（既存流用対象施設）	事業者の責に帰さない大規模な修繕が必要となった場合は、本市と事業者が協議の上費用の割合等を決定する。
	膜交換	
	消耗品調達管理	機械消耗品、備品等の調達管理
	薬品調達管理	水処理に必要な薬品等の調達管理
	光熱費燃料等の調達管理	電気、水道水、燃料等の調達管理
	汚泥運搬及び処分	
	見学者対応	
	清掃及び植栽管理	
	警備	
	災害、事故及び緊急時対応	
住民対応		
事業終了時の引継ぎ	速やかな事業移行を行うため習熟期間を設定し、次期事業者へ業務の引継ぎを行う。	

既存施設の維持管理	既存施設の維持管理業務の引継ぎ	速やかな事業移行を行うため習熟期間を設定し、現運転管理業務受注者から業務の引継ぎを受ける。
	運転管理監視	
	保守点検	
	水質管理	管理に必要な備品、試験機器、試験薬等の調達管理も含む。
	修繕	修繕は費用50万円未満のものについて事業者負担により実施する。50万円以上の修繕については市が負担する。
	膜交換	
	消耗品調達管理	機械消耗品、備品等の調達管理
	薬品調達管理	水処理に必要な薬品等の調達管理
	光熱費燃料等の調達管理	電気、水道水、燃料等の調達管理
	汚泥運搬及び処分	
	見学者対応	
	清掃及び植栽管理	
	警備	
	災害、事故及び緊急時対応	
住民対応		
事業終了時の引継ぎ	速やかな事業移行を行うため習熟期間を設定し、次期事業者へ業務の引継ぎを行う。	

1. 2. 6 事業方式

本事業は、新設対象施設及び既存流用対象施設の設計、建設、維持管理並びに既存施設の維持管理を一括して実施する DBO 方式で実施する。なお、新設対象施設の建設に対しては、厚生労働省の水道施設整備費補助等を受けることを予定しており、事業者は、補助等申請に伴う資料作成等を行う。設計、建設及び撤去に必要な資金については本市が調達する。

新設対象施設及び既存流用対象施設の維持管理並びに既存施設の維持管理業務については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に規定する第三者委託とする。

なお、本事業に係る許認可については、関係機関と協議中である。

1. 2. 7 事業期間

契約締結の日から平成 45 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

1. 2. 8 事業スケジュール

事業スケジュールは、表 1-3 のとおり予定している。

表 1-3 事業スケジュール

項目	予定
事業契約の締結	平成 25 年 12 月
設計及び工事の着手	平成 26 年 4 月
設計及び工事期間	平成 26 年 4 月～平成 30 年 3 月（4 年間）
建設完了	平成 30 年 3 月
新設対象施設の維持管理期間	平成 30 年 4 月～平成 45 年 3 月（15 年間）
既存施設の維持管理期間	平成 26 年 4 月～平成 45 年 3 月（19 年間）
契約終了	平成 45 年 3 月

1. 2. 9 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当り必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2. 1 事業者の募集及び選定方法

2. 1. 1 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、下記のとおり実施することを予定している。詳細は、募集公告時に公表する実施要綱において明らかにする。

(1) 応募資格確認

応募資格について、本市が指定する資格要件を満たすことを確認する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募者から提案書が提出された後、2. 1. 2 に示す委員会は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

(3) 提案書の審査

2. 1. 2 に示す委員会は、応募資格要件を満たす応募者から提出された提案書の記載内容について、事業者選定基準に示す得点化基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

2. 1. 2 委員会の設置

2. 1. 1 に示す事業者の募集及び選定に際して、学識経験者等による「滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。本市は、委員会の評価結果をもとに最優秀提案者を優先交渉権者と決定する。

なお、委員会の委員の氏名は、募集公告時に公表する。

2. 2 事業者参加資格に関する事項

2. 2. 1 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業又は市内企業を含む複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。
- ② グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成員を代表する企業 1 社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請及び提案書提出手続きを行う。
- ③ グループは、対象施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、対象施設の建設、撤去を行う企業（以下「工事企業」という。）及び対象施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）により構成されることを基本とする。
- ④ 受注者は、本事業に係る基本協定の締結後、浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約（以下「維持管理業務委託契約」という。）の締結までに、対象施設の維持管理業務の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。
- ⑤ 構成員のうち、SPC に出資を予定するものは「SPC 出資会社」とし、代表企業をはじめ、工事企業及び維持管理企業はすべて SPC 出資会社となる必要がある。また、別途公募型プロポーザル方式で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」の受注者についても当該 SPC の出資会社となる。
- ⑥ グループは、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名、SPC 出資会社各々が携わる業務を明らかにするとともに、設計業務及び工事について代表企業と各構成員との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。また当該設計業務及び工事の分担に関する協定では、市内業者が分担する業務等は、建設工事請負代金の 100 分の 20 以上とする。なお、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時までには分担金額が決定されない場合は、その理由及び市内業者が分担する業務が建設工事請負代金の 100 分の 20 以上となる旨を当該協定書に明示すること。
- ⑦ 工事企業の間で共同企業体（以下「建設 JV」という。）を結成する場合、建設 JV の構成員のうち最小の出資割合は、構成員が 2 社の場合は 30 パーセント以上、3 社の場合は 20 パーセント以上とすること。
- ⑧ グループの構成員は、他のグループの構成員になることができない。

2. 2. 2 応募資格要件

(1) 共通の応募資格要件

- ① 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されている者で、「会津若松市工事等入札参加停止措置基準」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者でないこと。
- ③ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手

続開始の決定を受けている場合を除く。)

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- ⑤ 会津若松市に未納の税額がないこと。
- ⑥ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社でないこと。

事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者は、募集公告時に公表する実施要綱において示す。

(2) 各業務における応募資格要件

応募者は、対象施設の設計、建設、撤去及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

① 設計に関する要件

設計企業は、次の各要件を全て満たすこと。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 25 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

② 建設、撤去に関する要件

工事企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

- ・ 公益財団法人水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。
- ・ 国内において表流水を原水とした膜ろ過方式による 1,000 m³/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場の建設実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 10 分の 2 以上であるものに限る。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 応募表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については市内及び準市内業者の場合 750 点以上、市外業者の場合 1,400 点以上、建築一式工事については市内及び準市内業者の場合 790 点以上、市外業者の場合 1,500 点以上、機械器具設置工事及び水道施設工事については市内及び準市内業者 670 点以上、市外業者の場合 1,200 点以上、電気工事については市内及び準市内業者 710 点以上、市外業者の場合 1,200 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

③ 維持管理に関する要件

維持管理企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企

業の場合は少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ・ 国内において10,000 m³/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る。）の維持管理実績を有すること。また、国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理を除く。）の浄水施設運転管理業務実績が急速ろ過方式5年以上かつ緩速ろ過方式3年以上の経験を有する者。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。
- ・ 平成25年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 次に掲げる有資格者を配置（SPCに在籍し、本施設に常勤すること。）又は組織できること。
 - ア 水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が5年以上ある者。
 - イ 水道浄水施設管理技士1級・2級の資格を有する者。

(3) 応募資格の確認基準日

応募資格確認基準日は、応募資格審査申請書の提出期限日とする。

2. 2. 3 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い

(1) 応募資格確認基準日の翌日から提案書の受付締切日までの間に応募資格を喪失した場合。

① 代表企業が応募資格を喪失した場合

代表企業が2.2.2(1)及び2.2.2(2)に示す応募資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受注する予定であった業務について応募資格を認められた者が当該グループの構成員の中に存在し、かつグループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、プロポーザルに参加することを認める。この場合、当初の代表企業はグループから除外すること。

② 代表企業以外のSPC出資会社が応募資格を喪失した場合

代表企業以外のSPC出資会社が応募資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受注する予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。この場合、応募資格を失ったSPC出資会社はグループから除外すること。

(2) 提案書の受付締切日の翌日から優先交渉権者決定の通知日までの間に応募資格を喪失した場合

単独企業又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、当該応募者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。

2. 3 事業者選定の日程等

2. 3. 1 募集及び選定の日程

事業者の募集及び選定の日程は、以下のとおり予定している。

表 2-1 事業者の募集及び選定の日程（予定）

項 目	日 程
実施方針の公表	平成 25 年 4 月 5 日
第 1 回説明会	平成 25 年 4 月 11 日
現場説明会	平成 25 年 4 月 12 日
第 1 回質問受付	平成 25 年 4 月 13 日～4 月 23 日
第 1 回質問回答	平成 25 年 5 月 20 日
募集の公告	平成 25 年 6 月 20 日
実施要綱及び業務要求水準書等の交付	平成 25 年 6 月 20 日
第 2 回説明会及び現場見学会	平成 25 年 6 月下旬
資料閲覧の期間	平成 25 年 6 月中旬～下旬
第 2 回質問受付	平成 25 年 6 月下旬
応募表明書及び応募資格審査申請書類受付	平成 25 年 7 月上旬
応募辞退届提出期限	平成 25 年 7 月中旬
第 2 回質問回答	平成 25 年 7 月下旬
応募資格審査結果の通知	平成 25 年 8 月上旬
提案書の受付期間	平成 25 年 9 月上旬～9 月中旬
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成 25 年 9 月下旬
審査結果の通知	平成 25 年 10 月下旬
基本協定の締結	平成 25 年 11 月上旬
SPC の設立及び協定・契約条件等協議	平成 25 年 11 月上旬～12 月上旬
契約の締結	平成 25 年 12 月中旬

2. 3. 2 説明会及び現場見学会

説明会及び現場見学会は、実施方針の公表後及び募集公告後の 2 回実施する。

このうち、実施方針公表後に行う第 1 回の説明会及び現場見学会は、以下のとおり実施する。参加を希望する者は、事前に電子メールで申込書（様式 1）により申込みを行うこと。提出期限は、平成 25 年 4 月 8 日（月）17:00（必着）とする。電子メールの宛先は「5.7 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。また、質問に関しては「2.3.4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表」に示すところにより書面で受け付ける。

(1) 説明会

- ・開催日時：平成 25 年 4 月 11 日(木)13:00～17:00
- ・開催場所：水道部庁舎 2 階大会議室

(2) 現場見学会

- ・開催日時：平成 25 年 4 月 12 日(金)9:00～12:00 13:00～17:00
- ・参集場所：水道部庁舎 2 階大会議室

なお、第 2 回の説明会及び現場見学会の詳細は、募集公告時に明らかにする。

2. 3. 3 資料の閲覧

資料の閲覧は、募集公告後に実施する。なお、詳細については募集公告時に明らかにする。

2. 3. 4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表

実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表は、以下のとおり行う。

(1) 質問及び意見の受付

- ・受付期間：平成 25 年 4 月 13 日（土）～4 月 23 日(火)まで
- ・提出方法： 質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式 2）に記入のうえ電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。宛先は、「5.7 本事業に関する問合せ先」に示すとおりである。

(2) 回答の公表

平成 25 年 5 月 20 日(月)に本事業に係るホームページを通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化する。また、提出された意見は原則として公表しない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3. 1 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者との間で基本協定を締結し、これに基づき本市と工事企業（建設 JV を組織する場合には建設 JV。以下本項において同じ。）との間で設計及び建設工事請負契約を締結する。工事企業は、設計及び建設工事請負契約に基づき、設計企業との間で設計業務委託契約を締結する。また、本市と SPC は、維持管理業務の開始に先立ち浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から設計及び建設工事請負契約締結までの間、優先交渉権者又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

3. 2 特別目的会社（SPC）の設立

受注者は、維持管理業務を実施するため、事業契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者である SPC として、会社法に定める株式会社を設立する。SPC の登記上の本店所在地は、会津若松市とする。SPC の代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。なお、構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPC の設立から維持管理業務委託契約の終了まで 100 分の 30 を超えなければならない。

3. 3 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を別紙 1 に示す。詳細については、募集公告時に公表する実施要綱に定め、最終的に事業契約書で確定する。

3. 4 対象業務における要求水準

本事業及び本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、募集公告時に公表する要求水準書等において示す。

3. 5 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

3. 5. 1 モニタリングの内容

(1) 設計及び工事のモニタリング

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、事業者は、工事業務に当たっては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 4 項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

その他、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、実施要綱等において明らかにする。

(2) 維持管理のモニタリング

本市は、事業者が行う維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者が実施する維持管理業務の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いによっては、サービスの対価の減額等を行う場合がある。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。

なお、モニタリングの方法及び内容については、実施要綱等において明らかにする。

3. 5. 2 モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

3. 6 事業者の収入

事業者の収入は、事業者が実施する対象施設の設計、建設、撤去業務に係る対価と維持管理業務に係る対価で構成される。本市は、事業契約に従いこれらの対価を支払う。

4. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 新設対象施設の立地条件

新設対象施設の立地条件は、表 4-1 に示すとおりである。各規制値は、滝沢浄水場に係るものを満足するほか、施設計画や施工計画において周辺環境への配慮を求める。

表 4-1 新設対象施設の立地条件

項目	滝沢浄水場	滝沢浄水場に隣接する区域
都市計画区域	会津都市計画区域	会津都市計画区域
用途地域	市街化調整区域	第2種中高層住居専用地域（大塚・北滝沢） 市街化調整区域（大字八幡字堰下、柏木、石部）
防火地域	なし。(建築基準第22条)	なし。(建築基準第22条)
特別用途地域	なし。	なし。
建ぺい率	60%	60%
容積率	200%	200%
悪臭	区域外	A区域（法） 第1種区域（県指針） ただし、市街化調整区域は除く。
騒音	第3種区域(県条例) 昼 60db 以下、朝夕 55db 以下、夜 50db 以下。	第2種区域(法) 昼 55db 以下、朝夕 50db 以下、夜 45db 以下。 ただし、市街化調整区域は第3種区域。
振動	区域外	第1種区域(法) 昼 60db 以下、夜 55db 以下。ただし、市街化調整区域は除く。
その他の指定	地すべり危険箇所	地すべり危険箇所

4.2 新設対象施設の規模及び配置

新設対象施設の規模及び配置の概要は、表 4-2 に示すとおりである。詳細は、募集公告時に公表する要求水準書等において示す。

表 4-2 新設対象施設の規模及び配置

項目	摘要
施設能力	27,000 m ³ /日（施設能力） ・既存施設を運転しながらの更新となるため、工事期間中は既存施設の運転方法について十分留意すること。 ・予備力を含めて 27,000 m ³ /日まで対応できること。
水源系統	既存施設と同様
原水水質	表 4-3 のとおり。
浄水水質	表 4-4 のとおり。

施設の配置	滝沢浄水場内とする。
耐震性能	土木構造物として重要度ランク A 1 の水道施設が保持すべき耐震性能。

表 4-3 原水水質

水質項目	単位	最大	最小	平均
水温	℃	27	2	11.4
一般細菌	個/mL	9,600	0	1,100
大腸菌	—	2,400	<2	461
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.23	0.03	0.05
鉄及びその化合物	mg/L	0.51	0.04	0.11
マンガン及びその化合物	mg/L	0.086	0.005	0.027
有機物 (TOC)	mg/L	9.7	0.5	1.2
pH値	—	7.8	6.3	7.1
臭気	—	微土臭・微藻臭		
色度	度	20	0	3.7
濁度	度	500	0.2	1.95

表 4-4 浄水水質

項目		最大	平均 (目標)	備考
健康に関連する項目		現行基準 70%値以下	現行基準 50%値以下	
性状に関する 項目	pH	現行基準値以内 であること	7.5 程度	・配水施設防食のため ・水質管理目標設定項 目の目標値
	濁度	0.01 度以下	0.005 度以下	
その他		現行基準値以下	現行基準 50%値以下	

4. 3 既存施設の設備及び所在地等

維持管理業務の対象となる既存施設は、表 4-5 に示すとおりである。また、原水水質及び浄水水質についての詳細は、募集公告時に公表する要求水準書等において示す。

表 4-5 既存施設の設備及び所在地等

○浄水場関連

施設・設備		住所
滝沢 浄水 場 関 連	●取水施設 ・除塵機 ・取水井	会津若松市一箕町大字八幡字柏木甲 780-2 標高 +273.970m
	●導水施設 ・導水管	取水口から浄水施設まで

	<ul style="list-style-type: none"> ●浄水施設 ・量水井 ・沈砂池 ・普通沈澱池 ・緩速ろ過池 ・高速凝集沈澱池 ・急速ろ過池 ・浄水池 ・場内配水池 ・場内配管 ・濃縮、排泥、排水施設 ・薬品注入設備 ・ポンプ設備 ・受変電、自家発、動力設備 ・監視制御、遠方監視、計装設備 ・本館 ・汚泥ケーキ乾燥棟 	会津若松市一箕町大字八幡字柏木 15-13 標高 +266.000m
東山浄水場関連	<ul style="list-style-type: none"> ●取水施設 ※東山ダムにて管理 	会津若松市東山町大字湯本字漆畑地内 標高 +353.500m
	<ul style="list-style-type: none"> ●導水施設 ・導水管 	取水施設から浄水施設まで
	<ul style="list-style-type: none"> ●浄水施設 ・着水井 ・薬品混和池 ・凝集沈澱池 ・急速ろ過池 ・浄水池 ・場内配水池 ・場内配管 ・脱水設備 ・活性炭注入設備 ・薬品注入設備 ・ポンプ設備 ・受変電、自家発、動力設備 ・監視制御、遠方監視、計装設備 ・浄水場建屋 	会津若松市東山町大字湯本字牧戸 290 番地
	<ul style="list-style-type: none"> ●東山浄水場外 ・ずい道配水池（休止中） ・子どもの森配水池 	会津若松市門田町大字黒岩 会津若松市門田町大字黒岩字手代曾根山

<p>大戸浄水場 関連</p>	<p>●取水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿賀川取水口 ・舟子沢取水口 	<p>阿賀川取水口 会津若松市大戸町大字芦ノ牧萩ノ牧 974 地先 標高 +290.280m 水位 +294.680m</p> <p>舟子沢取水口 会津若松市大戸町大字大川字早坂 3045 標高 +658.000m 水位 +658.000m</p>
	<p>●導水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導水管 	<p>取水施設から浄水施設まで</p>
	<p>●浄水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレーナー ・原水貯槽 ・原水ポンプ ・膜ろ過設備 ・薬品注入設備 ・活性炭注入設備 ・浄水池 ・場内配管 ・浄水場建屋 ・付帯設備 	<p>会津若松市大戸町大字芦ノ牧下夕林 949-2 標高 +326.700m</p>
<p>六軒浄水場 関連</p>	<p>●取水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1水源集水井（廃止） ・第2水源集水井（予備） ・第3水源集水井（予備） ・第4水源集水井（予備） ・第5水源集水井（予備） ・第6水源集水井（予備） ・第7水源集水井（廃止） ・第8水源取水口 ・沈砂池 ・高野下水源（廃止） 	<p>会津若松市河東町八田字鍋沼 69 会津若松市河東町八田字鍋沼 68 会津若松市河東町八田字鍋沼 19 会津若松市河東町八田字大野原 29 会津若松市河東町八田字鍋沼 50 会津若松市河東町八田字鍋沼 27 会津若松市河東町八田字浄土清水 398-3 会津若松市河東町八田字鍋沼 3 標高 +470.900m 会津若松市河東町八田字高ノ下 87</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●浄水施設 ・着水井 ・普通沈澱池 ・緩速ろ過池 ・浄水池 ・薬品注入設備 ・場内配管 ・浄水場建屋 ・付帯設備 	会津若松市河東町八田字鍋沼 3 標高 +468.000m
強清水浄水施設関連	<ul style="list-style-type: none"> ●強清水浄水施設内 ・膜ろ過施設 ・付帯設備 	会津若松市河東町八田字東浦 1089-2
	<ul style="list-style-type: none"> ●深井戸水源（予備） 	会津若松市河東町八田字箕輪山 1115

4. 4 既存施設等の使用に関する事項

本事業の実施に必要な用地、設備等の使用について、事業者は、本市の許可を得て無償で使用できるものとする。

5. その他必要な事項

5. 1 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、本事業に係るホームページを通じて行う。本事業に係るホームページアドレスは次のとおりである。

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ja/kurashi/suidou/index.htm>

5. 2 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者の提案によっても本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

5. 3 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

5. 4 提出書類の取扱い

5. 4. 1 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、当該応募者に帰属する。ただし、本市は、事業者選定結果の公表に際して、必要な範囲で応募者の提案書の一部を無償で使用する。この場合、技術・商業上のノウハウは公表しないほか、優先交渉権者以外の応募

者の提案に係る審査結果については、応募者名が特定できないように可能な範囲で配慮する。

5. 4. 2 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

5. 5 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

5. 6 許認可等の取得に関する事項

本事業に関する水道法に基づく事業認可変更の届出は、本市が実施する。届出の時期は、優先交渉権者の決定後、可及的速やかに行う予定であるが、優先交渉権者は、届出に必要な図面の作成等について本市に協力すること。

また、本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行う。

5. 7 本事業に関する問合せ先

会津若松市水道部総務課総務グループ

所在地 会津若松市神指町大字黒川字石上 33-2

電話 0242-22-6073

F A X 0242-22-6173

電子メール suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

U R L <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

【別紙1】リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	民間事業者	
共通	実施要項	記載内容の変更及び誤りに関するもの	○		
	契約締結	市の帰責事由により、優先交渉権者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○		
		事業者の帰責事由により、優先交渉権者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○	
	制度関連	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	○	
			対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	○	
			浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの	○	
	法制度		本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更等		○
	行政指導	規制、指導	○		
	許認可の遅延		事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		○
			上記以外の許認可の遅延に関わるもの	○	
	税制度		法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○
			消費税の変更に関わるもの	○	
	社会	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、建設、維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）		○
			市の帰責事由による第三者賠償等	○	
	住民対応		本事業に対する、又は市の要求に起因する住民の反対運動等	○	
			調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
	環境問題		市の要求に起因する環境問題	○	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
	その他	見学者事故	事業者の維持管理範囲内の施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		○
安全確保		調査、工事、運転維持管理における安全の確保		○	
従事者の不正、犯罪		情報漏洩、横領等		○	

	事業者の発注する業務	事業者が発注する契約の内容変更等		○
	事業の中断	市の帰責事由による事業の中断等	○	
		事業者の帰責事由による事業の中断（事業者の経営破たん又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		○
	不可抗力	戦争、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	△***
計画・設計	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	○	
		上記以外の測量・調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	市の請求による変更、不備	○	
		事業者からの請求による変更、不備		○
各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	○		
建設	用地	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		○
		地中障害物（仮設材、土壌汚染等）	○	
		地中埋設物（埋設管、電気ケーブル、ハンドホール等）		○
	工事遅延	市の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延	○	
		事業者の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延		○
	工事監理	工事現場管理に関するもの		○
		工事監理に関するもの	○	
		工事費の増大	市の帰責事由による工事費増大	○
	事業者の帰責事由による工事費増大			○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷		○	
安全性確保	工事現場における事故等の発生		○	
（滝沢浄水場新設施設） 維持管理	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
		事業者側の労使間における労働争議によるもの		○
	施設性能	要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合		○
	施設の瑕疵	新設対象施設の瑕疵が見つかった場合		○
施設の損傷	新設対象施設の劣化による損傷		○	

維持管理 (滝沢浄水場新設施設)	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大(物価の変動によるものは除く)		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	○	△***
		上記以外の維持管理費の増大		○
	機器更新	機器更新について不具合が発生した場合		○
	修繕費の増大	新設対象施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合		○
	物価変動		○*	△*
維持管理 (滝沢浄水場既存流用施設)	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に關するもの	○	
	要求水準の未達	業務遂行上の不備(監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの		○
		事業者側の労使間における労働争議によるもの		○
	施設の瑕疵	事業者が改良した既設流用対象施設の瑕疵が見つかった場合	△	○
	施設の損傷	事業者が改良した既設流用対象施設の劣化による損傷	△	○
	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大(物価の変動によるものは除く)		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	○	
		上記以外の維持管理費の増大		○
機器更新	事業者が設置した機器更新について不具合が発生した場合	△	○	
修繕費の増大	大規模な修繕が必要となった場合	△**	○	
物価変動		○*	△*	
維持管理 (既存施設)	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に關するもの	○	
	要求水準の未達	事業者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備の不適合によるもの		○
		市による指示書等の内容の不備によるもの	○	
		業務遂行上の不備(監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの		○

維持管理 (既存施設)		事業者側の労使間における労働争議によるもの		○
		契約時の業務引継の不備によるもの	○	○
	施設の瑕疵	既存対象施設の瑕疵が見つかった場合	○	△
	施設の損傷	既存対象施設の劣化による損傷	○	△
	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大(物価の変動によるものは除く)		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	○	
		上記以外の維持管理費の増大		○
	修繕費	既存施設について修繕費が50万円を上回った場合	○	△
	費用の増加	事業者の帰責事由により修繕費が増大した場合		○
		施設の機能・性能上、要求水準を満足できない場合に係る費用(更新費等)	○	
物価変動		○*	△*	
終了	終了手続き	事業終了に伴う諸費用の発生に関するもの、SPCの清算手続きに伴う評価損益等		○

凡例：○主負担 △従負担

- * 当該リスクについては本市が主に負うが、事業契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者も負うものとする。
- ** 事業期間中の修繕費の総額は変更しないが、長期修繕計画の適時の見直しは可能とする。この見直しの結果、ある年度における修繕の実施額が当初の計画額を超過する場合には、当該超過額について本市と協議を行い費用負担を決定する。
- *** 当該リスクについては本市が主に負うが、滝沢浄水場の新設施設については要求水準に規定する範囲については事業者が負担するものとし、それを越える範囲については市が負担する。

【様式1】第1回説明会・現場見学会 参加申込書

平成 年 月 日

第1回説明会・現場見学会参加申込書

会津若松市水道事業管理者 武藤 周一 様

申込者 会 社 名 _____

所 在 地 _____

担当者氏名 _____

所 属 _____

連 絡 先 _____

電 話 _____

F A X

Eメールアドレス _____

「滝沢浄水場更新整備等事業」に関する第1回説明会及び現場見学会の参加について、以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所 属 部 署	(該当箇所に○)
		説明会・見学会
		説明会・見学会
		説明会・見学会
		説明会・見学会
		説明会・見学会

注1) 説明会会場の都合上、参加者は1社につき5名までとする。

注2) 説明会では実施方針等の資料を配布しないため、参加者が持参すること。

注3) 現場への移動手段は、参加者で用意すること。

注4) 本申込書の提出期限は、電子メールで平成25年4月8日(月)17:00(必着)までとする。電子メールの宛先は「5.7 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。

【様式 2】 実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

法人名	
-----	--

実施方針の 該当箇所	ページ	
	項番	
	項目	
質問・意見 の区分	1 質問 2 意見 (いずれかを○で囲んでください。)	
質問・意見 の内容		

注1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注2) 質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。